独立行政法人北方領土問題対策協会の平成20年度の業務実績に関する項目別評価表（案）

中期計画の各項目	評価項目（20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準 A	評価基準 B	評価基準 C	評価基準 D	実績	自己評価	A委員 指標	A委員 項目	B委員 指標	B委員 項目	C委員 指標	C委員 項目	D委員 指標	D委員 項目	E委員 指標	E委員 項目	備考
1 業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置																			
一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成24 年度）における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度（平成19 年度）に対して、7%削減する。	(1) 中期計画を踏まえ、一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。	一般管理費の削減の進捗状況（下記の「札幌事務所の移転」を除く。）	達成	—	—	未達成	（単位：千円） 計画額 予算額 決算額 [H19] (46,730) [H20] 44,233 44,233 44,195 [H21] 44,037 － － [H22] 43,843 － － [H23] 43,650 － － [H24] 43,458 － － 20年度は、前年度に対し予算額で2,497千円、実績額で2,535千円の縮減を図り、中期目標における一般管理費（人件費及び一時経費を除く）の削減目標の達成に向けて順調・計画どおりに削減を図っている。 [業務実績報告書9～19頁、財務諸表参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
		削減手段と削減内容	事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行したか。				・「独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案」（平成18年12月5日内閣府決定）及び「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、札幌事務所の移転を行い借料等の縮減を図った。 ・事務局会議の他、毎月、役員を含めた会議を開催し、緊密な意思の疎通、情報共有等を図り、計画的、効率的な事務の遂行に努めた。 ・各種マニュアル有効活用、LANシステムにグループウェアの効率的な活用による文書の共有化により、文書作成作業の軽減、作業時間の短縮化、用紙の節約、迅速な情報提供に効果を挙げた。 [業務実績報告書21～22頁参照]	A	A		A		A		A		A		
業務経費（特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。）については、毎年度、前年度比1％の経費の効率化を図る。	(2) 業務経費（特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。）については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業等における節約を引き続き推進する。	業務経費の節約状況	達成	—	—	未達成	【一般業務勘定】 一般業務勘定における20年度北方対策事業費は、19年度予算額479,184千円から1％（4,792千円）の効率化を図り、474,392千円（一時経費を除く）であり、決算額においても463,859千円（一時経費を除く）となっている。 【貸付業務勘定】 貸付業務勘定における20年度貸付業務関係経費は、19年度予算額41,270千円（借入金利息を除く）から一般業務勘定と同様に効率化を図り、38,046千円（借入金利息を除く）であり、決算額においても34,703千円（借入金利息を除く）となっている。 [財務諸表参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
		節約手段と節約内容	評価項目に記載された各種支援事業における経費の節約を行ったか。				・事務局経費として、役職員が出張する際、適用除外期間や緊急、日程変更の生じるおそれのある場合などを除き、原則として早割、特割などの割引航空券等を使用することで、旅費の節減に努めた。 ・県民会議等に対して、事業実施場所の公的施設利用の促進、各種事業の効果的な統合を呼びかけ、節約の協力を要請するとともに、基本的な啓発資料・資材については、協会で一括作成し、提供するなど経費節減と効率化を図った。 [業務実績報告書22～24頁参照]	A	A		A		A		A		A		

中期計画の各項目	評　価　項　目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準				実　　績	自己評価	A委員		B委員		C委員		D委員		E委員		備　　考
			A	B	C	D			指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	
「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18 年中に得る独立行政法人等の見直しについて」（平成18 年12 月24 日行政改革推進本部決定）における主務大臣の見直し案（平成18 年12 月5日、以下「協会業務の見直し」という。）及び独立行政法人整理合理化計画（平成19 年12 月24 日閣議決定）を踏まえ、以下の措置を講ずる。 ・ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47 号）等に基づき、平成22 年度末に常勤職員を1名削減するとともに、人件費改革の取組を平成23 年度まで継続する。給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	中期計画を踏まえ、以下の措置を講ずる。 ・ 給与水準の適正性については、国家公務員との比較指数を定期的に検証し、その検証結果及び取組状況を公表する。	給与水準の適正性についての定期的な検証結果及び取組状況の公表	国家公務員との比較指数を定期的に検証し、その結果及び取組状況を公表したか。				役職員の給与に関しては国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人事院勧告に準じて、給与規定の改正を行なっているところである。給与水準の適正性について、国家公務員の給与水準との比較検証を行い、国家公務員を100%とした場合、当法人は90.9%という国家公務員の給与水準を下回る低水準のラスパイレス指数で推移しており、この状況を協会ホームページで公表した。 [業務実績報告書23～24頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
・平成20 年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を図る。	・ 札幌事務所を移転する。	札幌事務所の移転	一般管理費の削減を図るために札幌事務所の移転を行ったか。				・「独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案」（平成18年12月5日内閣府決定）及び「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、札幌事務所の移転を行い、一般管理費の削減を図った。 [業務実績報告書24頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準 A	 B	 C	 D	実績	自己評価	A委員 指標	 項目	B委員 指標	 項目	C委員 指標	 項目	D委員 指標	 項目	E委員 指標	 項目	備考
契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。 「随意契約見直し計画」（平成19 年12 月）を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。	・ 契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）による。	契約における一般競争入札等の採用	契約は原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）で行われたか。				「独立行政法人における随意契約の見直しについて」（平成19年8月10日行政改革推進本部事務局、総務省行政管理局事務連絡）及び「平成19年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について」（平成21年1月7日政委第1号）等を踏まえ、内部規程を改正する等、契約事務の適正化に努めた。 なお、随意契約見直し計画（平成19年12月）において、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、可能な限り一般競争入札等によることとしており、平成20年度においては、競争入札を実施したが予定価格を超えたため、随意契約とならざるを得なかったもの及び財務省通知により随意契約が認められている財務諸表の官報公告を除き、競争性のある契約方式で実施した。 〔契約の状況〕 ・契約件数　12件（1件） ・契約金額　125,153千円（2,289千円） （　　）内は、競争性のない随意契約〈不落随契を除く〉の内数 [業務実績報告書24頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
		監事及び会計監査人に依る監査の態様	監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けたか				監事監査において、入札や契約行為が国の基準に基づいて規定されている内規に従い適正に実施されているかどうか、契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聴取を会計担当の事務補助を伴って実施し、その合規性が認められた。また、財務諸表監査の枠内において会計監査人からの意見を聴取した。	A	A		A		A		A		A		
内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行い、その向上を図る。	・ 内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行う。	内部統制・ガバナンス強化	内部統制・ガバナンス体制の強化が図られたか。 充分なコンプライアンス体制が整備されているか。				内部統制の検討を行い、内部統制の推進を図るには、コンプライアンスを実践することが重要であることから、関係法令及び内部規程に関し、日々の業務において徹底して事務を推進するよう、連絡会議等の場において、職員に注意喚起を行い、内部統制の強化に努めた。 [業務実績報告書22頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	・ 引き続き、財務内容等の一層の透明性を確保する。	財務内容等の一層の透明性の確保	決算情報・セグメント情報の公表の充実を含め、財務内容等の一層の透明性の確保がなされたか。				会計監査人及び監事により監査を受けた財務諸表及び決算報告書により、決算情報並びに一般業務勘定及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報の公表を官報だけでなく協会ホームページでも行っており、公表の充実及び財務内容の透明性の確保がなされた。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準 A	評価基準 B	評価基準 C	評価基準 D	実績	自己評価	A委員 指標	A委員 項目	B委員 指標	B委員 項目	C委員 指標	C委員 項目	D委員 指標	D委員 項目	E委員 指標	E委員 項目	備考
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置																			
（1）国民世論の啓発																			
① 北方領土返還要求運動の推進 幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多くの都道府県等において適切になされるよう引き続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を100 回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委員の適切な配置及び必要な情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。 これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施件数、事業の内容の充実状況、これらの事業への国民の参加数等の状況、講演会等参加者の反応の状況（派遣講師等を通じて把握）等の指標により把握するものとするが、引き続き、啓発事業による効果を把握するための指標についても検討する。	**（1）国民世論の啓発に関する事項** ① 北方領土返還要求運動の推進 (ｱ) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議（以下「県民会議」という。）並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会（以下「北連協」という。）及び北連協加盟団体等が実施する次の事業に対する支援を行い、年間100回以上の水準を保つこととする。 （ⅰ）北方領土返還要求全国大会 （2月7日「北方領土の日」開催場所：東京） （ⅱ）県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等 （ⅲ）北連協及びその加盟団体等が開催する現地（根室市）集会、研修会等 （ⅳ）北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動	支援事業の合計回数	100以上	90～99	80～89	79未満	［支援実績］ 県民大会　35回 19,246千円 研修会･講演会　19回　4,392千円 キャラバン･署名活動等　34回 10,237千円 パネル展　31回　3,301千円 北連協等が行う啓発活動　10回　8,632千円 合　計　129回 45,808千円 ※支援回数について、懸垂幕掲出事業について北海道洞爺湖サミットにあわせ前倒しして各県民会議の協力により実施したが、7～8月、2月の実施をそれぞれ1回の実績としてカウントした。 ［業務実績報告書25～44頁参照］	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
		助成に関する支援条件及びその審査状況	助成の支援条件は妥当か。 審査は厳格に行われたか。				**[支援条件]** 返還運動の事業内容が北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという北方領土問題への政府の基本的立場に合致していること。 **[支援対象]** 県民会議及び北連協幹事団体並びにこれらの集合体等。 **[審査内容]** 県民会議等の返還要求運動団体が事業を計画する際には、費用対効果等を十分考慮に入れるとともに、常に節約を心がけ効率的、効果的な事業実施が行われるように、事業内容、規模、過去の実績等を踏まえ、年度当初の各事業計画に合致しているかを確認した上で、支援及びその額を確定している。なお、予定額を超える支援申請があった場合には、増額の理由及び単年度的なものか、継続するものかどうかを聴取するとともに、新規の支援要請があった場合には、その必要性、効果等を詳細に聴取し、検討することとしている。 〔業務実績報告書43～44頁参照〕	A	A		A		A		A		A		
		支援内容	助成の支援額は妥当か。 支援内容はどのように工夫したか。				2月「北方領土返還運動全国強調月間」は、県民会議等の支援事業が集中することから、前年12月には、予め県民会議等から事業計画案を提出させ、事前に事業内容を詳細に把握した上で審査することにより、適正な額を支援することができた。 また、事業内容を詳細に把握することにより、事業に合った講師派遣、資料･資材の提供を行うなど特性に応じた適正な支援、また、必要以上の経費がかからないよう工夫している。 〔業務実績報告書43～44頁参照〕	A	A		A		A		A		A		
	(ｲ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。	講師派遣実績	計画どおり	―	―	計画を下回る	県民会議等の開催する県民大会、研修会等の要請に応じて実施する講師派遣を20年度45回の計画に対し、48回の講師派遣を行った。 ［業務実績報告書44頁参照］	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	

中期計画の各項目	評　価　項　目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準 A	 B	 C	 D	実　績	自己評価	A委員 指標	 項目	B委員 指標	 項目	C委員 指標	 項目	D委員 指標	 項目	E委員 指標	 項目	備　考
	(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。	推進委員の配置状況等	推進委員の配置人数は適当か。 各機関の連携は緊密に行われたか。				北対協と県民会議、都道府県との緊密な連携を推進するためのパイプ役を担う推進委員を全都道府県に各1名配置した。 年度当初には、推進委員全国会議を開催し政府、北対協からの事業方針を推進委員を通じて県民会議へ伝達することにより、県民会議事業の計画・実施が効率的に行われるよう努めた。 また、推進委員には、四半期毎に活動報告書の提出を求め、各県の活動状況等を把握している。 [業務実績報告書44頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
		推進委員制度の効果的な運用	情報提供を行い効果がみられるか。				北対協から毎月の返還運動団体の行事予定、日露関係、最近のロシア情勢に関する資料を提供するとともに、推進委員全国会議において、活動事例を報告するなど情報提供を行っている。 これにより、北対協と推進委員間の連携の強化及び情報の共有がなされ、地域における返還運動が効率的、効果的に推進されている。 隣県の動きを把握することで連携や協調がとれた行動が図れ、最新の情報を提供することにより、最低限知っておいていただきたい運動を進めるためにあたって前提となる知識の共有が図れた。 [業務実績報告書44頁参照]	A	A		A		A		A		A		

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準 A	 B	 C	 D	実績	自己評価	A委員 指標	 項目	B委員 指標	 項目	C委員 指標	 項目	D委員 指標	 項目	E委員 指標	 項目	備考
	(ｴ) 県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集する。 ○ 都道府県推進委員全国会議 （東京／４月） ○ 都道府県民会議代表者全国会議 （11月開催予定） ○ ブロック幹事県担当者会議 （11月、3月開催予定） ○ 県民会議ブロック会議（6ブロック） ○ 北連協代表者会議	各会議の開催状況	会議は予定通り行われたか。				年度計画で予定した県民会議等の事業の計画、課題等を協議するための会議を予定通り開催・出席した。 情報の共有化を図り、連携を深め、事業を推進するためには有益であった。 [業務実績報告書45～51頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
		会議目的の達成	会議の目的を達成することが出来たか。				**〔都道府県推進委員全国会議〕** 会議の実施により、事業計画の周知が図られ、都道府県民会議の事業計画との役割分担が明確になった。また、事業実施に当たっての問題点をお互い共有することが出来たことは、事業の円滑実施と効果的・効率的に推進する上で有益であった。 **〔都道府県民会議代表者全国会議〕** 会議の実施により、政府、北対協の下半期、特に2月の強調月間での事業遂行に当たっての方針を確認することが出来た。 **〔ブロック幹事県担当者会議〕** 会議の実施により、北対協の事業計画等を各県ブロックの幹事である担当県民会議へ周知させることができると共に、各ブロック内県民会議の問題点を共有することが出来た。 **〔県民会議ブロック会議（6ブロック）〕** 会議の実施により、ブロック内の各県民会議事業の周知が図られ、問題点を共有することが出来るなど県民会議間の連携が強化された。 **〔北連協代表者会議〕** 返還運動を推進する民間団体により構成される北連協代表者会議に参加し、返還運動を推進するための連携の強化を図った。 〔業務実績報告書45～51頁参照〕	A	A		A		A		A		A		

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準				実績	自己評価	A委員		B委員		C委員		D委員		E委員		備考
			A	B	C	D			指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	
	(オ) 広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。 （ⅰ）標語募集 （ⅱ）ポスターカレンダーの作成 （ⅲ）啓発懸垂幕の掲出	各種事業の実施状況とその効果	目的に照らし各種事業が予定通り行われたか。 事業内容は適当であり効果がみられるか。				**[標語募集]** 協会ホームページ、公募専門誌及び関係団体広報誌などで募集を行い、2,952件（昨年度3,151件）の応募があり、最優秀賞1名、優秀賞4名、佳作3名の入賞者を決定した。 **[啓発広告塔の維持管理]** 全国主要都市に設置している啓発広告塔の維持管理を行った。 今後も、広告塔の維持管理を行うが、効果が低く、老朽化に伴い危険があると判断されるものは県民会議と相談の上、撤去することとしている。 **[ポスターカレンダーの作成]** 一般競争（総合評価落札方式）を行い7点の提案がなされ、その中の1点を採用し、作成した。 **[啓発懸垂幕の掲出]** 2月、8月の「北方領土返還運動全国強調月間」期間中に加え、北海道洞爺湖サミットの開催にあわせ7月にも都道府県民会議において掲出した。 **（効果）** 北方領土問題について広く国民世論の啓発を図るという目的から効果的な広告媒体として上記の事業を連携しながら活用しており、特に最優秀賞の標語はポスターカレンダー（9400部発行し、関係機関等に配布）や懸垂幕（各都道府県で掲出）及び啓発用資料・資材で使用され、返還への願いが多くの国民の目に触れることになり、幅広い広報を展開することができた。 [業務実績報告書35～37、52～55頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	

中期計画の各項目	評　価　項　目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準				実　　績	自己評価	A委員		B委員		C委員		D委員		E委員		備　　考
			A	B	C	D			指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	
「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。	(カ) 根室地域の啓発施設の有効活用が図られるよう、来館者による意見を集約し、反映させることとする。 ○ 北方館（根室市） ○ 別海北方展望塔（別海町） ○ 羅臼国後展望塔（羅臼町）	意見箱の意見結果 （有意義とするものの割合）	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	**[有意義だったとの回答]** ・北方館　95.9%（99件） ・別海北方展望塔　100%（18件） ・羅臼国後展望塔　94.4%（72件） （　）内は、有効回答数 〔業務実績報告書56～57頁参照〕	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
		意見の反映状況	意見の内容は整理・保存されているか。 意見箱に入れられた意見はどのように反映されたか。				**[意見箱の活用状況]** これまでの充実策により、来館者の満足度は高く、特段の展示物増設などの施設充実についての要望はなかったが、今後とも予算のあり方や現地管理者等の意見を聴取した上で、各施設の充実について検討を行い、次年度以降計画的に改善していくこととした。	A	A		A		A		A		A			
		保有資産の有効利用	北方館等の啓発施設は保有目的に照らして有効に利用されたか。				北方領土の視察に訪れる者に北方領土問題に対する一層の理解と認識を深めてもらうため、関係資料を展示する啓発施設を保有し、北方領土を目で見る運動を推進している。来館者からは大変有意義な施設で素晴らしかったなどの感想が多く聞かれ、国民の啓発のための施設として有効に利用されている。	A	A		A		A		A		A			

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準 A	 B	 C	 D	実績	自己評価	A委員 指標	 項目	B委員 指標	 項目	C委員 指標	 項目	D委員 指標	 項目	E委員 指標	 項目	備考
② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (ｱ) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。 また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握し、意見を事業に反映させるように努める。	② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (ｱ) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、以下の事業を実施する。 ○ 北方少年交流事業（北方領土元居住者の3世／7月） ・内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）等関係大臣に対し、早期解決を訴える。 ・同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。 ○ 北方領土問題青少年・教育指導者研修会（対象：中学生、高校生及び中学校社会科担当教諭等／8月・根室市） ○ 北方領土ゼミナール（対象：大学生／9月・根室市） ○ 北方領土問題学生研究会（対象：大学生／原則年2回）	研修の内容・方法	目的に照らし各種研修が予定通り行われたか。 研修の内容や方法が適切であったか。				年度計画に予定した青少年及び教育関係者を対象とした左記事業を予定通り開催した。 青少年・教育指導者現地研修会では、前年度のアンケートの指摘や「北方領土教育実践推進指定校」に認定した学校から、研究実践成果の発表と波及を図る機会を設けたいとの要望を踏まえ、当該校の担当教諭を招き、その成果や活動状況の報告会を行い、参加者の実践活動の参考として活用してもらった。 北方領土ゼミナールでは、北方四島の状況、北方四島在住ロシア人の意見を知りたいとの学生の要望が多いことから、北方領土問題学生研究会のメンバーが訪問事業に参加した際に作成した映像を放映するとともに、作成したメンバーが収録時の状況などを発表する機会を設けた。 以上のとおり前年度のアンケートの指摘・参加者の要望を踏まえ、プログラムを改善していくことにより、参加者の視点に立った事業の実施となった。 研修会参加者は、地元での大会等で報告会を行ったり、地元での教育者会議の中心的な役割を果たしている。 また、ゼミナールに参加した大学生は、自らの大学で発表会等の活動を行っており、本事業の大きな成果であると考えている。 [業務実績報告書57～64頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
	なお、根室での研修会・ゼミナール参加者からは、報告書等を提出させるとともに、アンケート調査を実施し、意見等を集約した上で次年度事業に反映させる。	研修会・ゼミナール参加者からの報告書等の活用	提出された参加者からの報告書等は適切に活用されたか。				参加者からの報告書は、次のように活用されるとともに、次年度の本事業のプログラム策定に当たっての参考資料として有効に利用している。 青少年現地研修会に参加した中高生が作成した壁新聞を中高生を派遣した県民会議で実施したブロック青少年育成事業等で展示することにより、研修会に参加していない在校生や他校の生徒に対しても北方領土問題の啓発を図った。 教育指導者現地研修会に参加した先生方が作成した授業構成案を研修会終了後、参加教諭へ送付するとともに、教育者会議での配付等を通じ、授業実践する際に活用してもらった。 北方領土ゼミナールに参加した学生が作成した報告書を県民会議が実施する会議で配付し、ゼミナールに参加していない学生等にもその経験を伝えることができた。 [業務実績報告書61～62頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準 A	 B	 C	 D	実績	自己評価	A委員 指標	 項目	B委員 指標	 項目	C委員 指標	 項目	D委員 指標	 項目	E委員 指標	 項目	備考
		アンケート結果 （有意義とするものの割合）	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	[有意義だったとの回答] ・教育指導者現地研修会　91.7% (60名/参加62名中) ・青少年現地研修会　94.8% (57名/参加60名中(引率者含む)) ・北方領土ゼミナール　98.0% (52名/参加54名中) (　)内は、有効回答数/対象参加者 [業務実績報告書58～60頁参照]	A	A		A		A		A		A		
		アンケート結果の活用状況	参加者からのアンケートの結果はどのように活用されているか。				アンケート結果は、協会で集約し、整理・保存している。 なお、アンケートで集計され、良好な結果を得ているプログラムについては、引き続き実施内容に盛り込むとともに、要望が多かった事項については、検討を行った上で実施可能なものについては、新たなプログラム作成に組み入れる際の参考とするなど、研修会・ゼミナール充実のためにアンケートを有効活用している。 〔業務実績報告書57～58頁参照〕	A	A		A		A		A		A		
(イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して全都道府県に引き続き働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努め、その活動状況を把握する。	(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について全都道府県に引き続き働きかけるとともに、既設立会議については啓発資料・資材の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援を行う。	「北方領土問題教育者会議」の設立・支援状況	教育者会議の設立の働きかけを適切に行い、それを受け、会議の新たな設置があったか。 設立済みの会議への支援状況及び内容は有益であったか。				推進委員全国会議、県民会議代表者全国会議等において、教育者会議の設立について、各県民会議のイニシアティブで、教育の特殊性に配慮しながら、各県の事情も踏まえつつ設立に向けて取り組むよう提案するとともに、県民会議と教育者会議の連携と課題について協議を行った。これを受け、未設置県だった2府県（三重県、大阪府）で新たに設立され、33都道府県において教育者会議が設立された。 本年度は各県の教育者会議で開催された研修会等のほか、資料集等の作成、作文コンクールなど教育者会議と県民会議が協力して実施する特別事業及び「北方領土教育実践推進指定校」制度に対して活動支援を行った。 また、各県の教育者会議の実践事例等活動状況を他県へ提供、資料・資材の供与等を積極的に行ったことにより、授業構成案、教材等が整備され、北方領土問題を授業で取り上げる環境が格段に整ってくるなど、他県の教育者会議の活動状況等を共有できるようにしたことは、青少年への啓発などの観点から、北方領土教育の効果的、効率的な充実・強化を図る上で有益であった。 [業務実績報告書65～72頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	

中期計画の各項目	評　価　項　目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準				実　　績	自己評価	A委員		B委員		C委員		D委員		E委員		備　　考
			A	B	C	D			指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	
	また、各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。	教育者会議全国会議の開催	教育者会議全国会議は予定通り開催されたか。 会議の内容は有意義であったか。				各県に設立された教育者会議間の連携を図るとともに、今後の取組について協議し、更なる効果的、効率的な発展を目的として「教育者会議全国会議」を計画し、予定通り開催した。 この会議の開催により、各県の教育者会議から活動事例の紹介及び教材等の成果物の提供が行われ、北方領土実践教育のための情報を共有することができたことは、有意義であった。 〔アンケート結果〕 ・有意義だったとの回答　94% （主な意見） ・ 活動成果と課題報告は大変参考になったので、今後の参考としたい。 ・ 他県の教育関係者と意見交換ができて大変有意義であるので、これからも継続して欲しい。 ・ 今回参加して意見や得た資料を今後の教育実践・指導の場で役立てていきたい。 ・ 組織運営と授業実践とテーマを分けるともっと議論が深まると思う。 [業務実績報告書73～77頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準 A	 B	 C	 D	実績	自己評価	A委員 指標	 項目	B委員 指標	 項目	C委員 指標	 項目	D委員 指標	 項目	E委員 指標	 項目	備考
③ わかりやすい情報の提供 刊行物、パンフレット、インターネット等を活用して、北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を深めることができるよう関連資料や最新のデータを幅広く提供する。協会のウェブサイトに関しては、特に学生や子供にも知識をわかりやすく伝えるよう工夫する。	③ わかりやすい情報の提供 北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、パンフレット等の啓発用資料、資材の作成等を行うとともに、協会ホームページのコンテンツを速やかに最新のデータに更新する。 なお、本年度においては、協会ホームページにおいて特に学生や子供にもわかりやすく伝えるよう、青少年向けページの充実化を図る。	パンフレット等の啓発用資料、資材の作成等	啓発用資料等の提供方法・内容は工夫されているか。				啓発パンフレット・文具等を作成し、返還要求運動について理解と認識を深めてもらうよう全国各地で行われる各種啓発事業等において配布した。 特に、北方領土問題について広く国民世論の啓発を図るという目的から、最優秀賞を受賞した標語を啓発用資料・資材で使用し、返還へのメッセージが多くの国民の目に触れ、幅広い広報を展開することができるよう効果的な広告媒体として各種啓発事業において活用している。 〔業務実績報告書77頁参照〕	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
		協会ホームページの更新	協会ホームページの最新のデータへの更新は速やかに行われたか。				北方領土に関する情報発信の「拠点となるホームページ」となることを目指し、新規コンテンツの作成、既存コンテンツの迅速な更新等の推進に努め、根室半島の突端にある北方館からは、北方領土返還運動原点の地である根室市での返還運動の取組み等を、毎月、メッセージ形式で情報発信した。 また、同館にライブカメラを設置しており、常にホームページ上で北方領土を見ることができ、北方領土問題により一層関心を持ってもらえるよう工夫を凝らしている。 なお、同ホームページ上で、当協会、関係団体・機関で発行しているパンフレットや刊行物などの啓発資料のリスト化を図り、適宜、最新のものに更新し多くの方が容易に入手できるよう努めている。 〔業務実績報告書77頁参照〕	A	A		A		A		A		A		
		青少年向けページの充実化	青少年向けのページの充実が図られたか。また、わかりやすさ等の配慮がなされているか。				ホームページの充実を図るため、新たに青少年向けページ「北方領土キッズコーナー」を開設した。コンテンツには、子供たちや学生に北方領土問題に関心を持ってもらえるよう親しみやすいデザインを取り入れ、元島民の体験談や北方領土問題の解説、自由研究に役立つ内容を盛り込んでいる。わかりやすい情報を積極的に提供するとともに、子供たちや学生が領土問題を手軽に学習できるよう工夫している。 〔業務実績報告書77頁参照〕	A	A		A		A		A		A		

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準 A	 B	 C	 D	実績	自己評価	A委員 指標	 項目	B委員 指標	 項目	C委員 指標	 項目	D委員 指標	 項目	E委員 指標	 項目	備考
（2）北方四島との交流事業																			
① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。	**（2）北方四島との交流事業** 以下の相互交流事業及び専門家派遣事業については、事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。 ① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業の実施並びに支援については、引き続き推進する。	交流事業の実施状況	訪問事業を予定通り実施したか。 訪問事業は目的に沿って行われたか。			[北対協主催] 一般訪問2回、後継者1回、青少年1回の計4回の訪問を計画し、全て予定通り実施した。 [道推進委員会主催] 一般訪問2回、後継者2回、青少年1回の計5回の訪問を計画し、全て予定通り実施した。 （効果） 北方四島交流において、事業参加者は、北方四島在住ロシア人との交流を通じて、北方領土問題の経緯、日本の主張等についての真摯な対話を行うことにより、相互理解を深めるとともに、北方領土への訪問で得た経験等を各種団体や地元に広め、県民大会等の場において報告を行うなど国民世論の啓発や返還運動の活性化に大きく寄与する役割を果たすことができ、交流事業の成果を効果的に発揮している。 なお、道推進委員会の訪問では、元島民が多く参加することから共通の話題もあり、心の通った交流ができたため相互理解をより一層深めることができるなど本交流事業の目的に合致しており効果的である。 [業務実績報告書78～81頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
		参加者からの意見の聴取	次回以降の事業内容の改善に資すべく、参加者からの意見聴取を行い、活用しているか。				アンケート結果は、両実施団体で集約、整理・保存し次年度の事業計画を策定する際の参考資料としている。 教育関係者・青少年訪問に当たって、団を引率する団長の人選・指名については、従来、都道府県から推薦された校長や教育委員会担当者から選ばれていたが、訪問事業のねらいをより明確にし、事業の継続性を確保するため、訪問経験者がその経験を活かし、団をまとめていくことが重要との意見を踏まえ、平成20年度から団長を北方四島訪問経験者から指名することとした。 〔業務実績報告書78～81頁参照〕	A	A		A		A		A		A		

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準 A	 B	 C	 D	実績	自己評価	A委員 指標	 項目	B委員 指標	 項目	C委員 指標	 項目	D委員 指標	 項目	E委員 指標	 項目	備考
② 専門家交流 専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。 特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。	② 専門家の派遣 専門家派遣として、教育専門家（中学校社会科教諭）の訪問を青少年訪問と合同で実施する。また、日本語講師を3島（色丹、国後、択捉島）へ派遣する。 その際、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。 また、日本語講師派遣事業については、派遣講師に報告書を提出させるとともに報告会を開催し、その成果を今後の事業の展開に反映させる。	専門家派遣の実施状況	派遣を目的に沿って予定通り実施したか。				[教育専門家派遣] 専門家の派遣事業として、教育専門家（中学校社会科教諭）を青少年訪問事業と合同で、北対協（参加者：青森以南対象）主催、道推進委員会（参加者：北海道内対象）主催で各1回計画し、予定どおり実施した。 教育関係者訪問事業を青少年訪問事業との合同事業とすることにより、教育関係者と青少年が共に北方領土の様子を体感し、理解と関心を深めることで、問題解決に向けたより一層の環境作りを図ることが出来た。 [日本語講師派遣] 日本語講師の派遣を3回計画し、予定通り実施した。 テキスト選定、カリキュラムの作成にあたり、これまでのノウハウを活用して、効率的で分かりやすい授業にするよう努めてきているが、ロシア人受講者の要望を今後も積極的に反映させ、より一層充実した講義内容とするため、アンケート調査を行った。その結果、日本語に興味を持ち、継続的な参加意欲が示されるなど良好な意見が寄せられ、本事業が効果を発揮していることが明確となった。 〔業務実績報告書82～84頁参照〕	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
		教育専門家からの報告書の提出	教育専門家から次回以降の事業内容の改善に役立つ報告書の提出を受けたか。				教育者会議の活動等を通じて、教育専門家の訪問事業の重要性が一層増大しており、今後の訪問事業を充実させるためにも、新しい参加者が過去の蓄積の上に相違と工夫を加える環境を整えることが必要である。 提出を受けた報告書では、本事業の今後のあり方について、学習と啓発や友好促進、相互理解、共同的研究の各視点から交流のねらいを明確にし、ねらいに即した団の編成のあり方について提案されており、今後の事業改善に役立つ内容であった。 [業務実績報告書82～84頁参照]	A	A		A		A		A		A		
		日本語講師派遣の報告書及び報告会の開催	日本語講師から報告書の提出を受け、報告会を予定通り開催したか。 今後の事業の効果的実施につながる内容の報告書であったか。 今後の事業の効果的実施につながる内容の報告会であったか。				前年度に派遣した日本語講師を始め、関係者の出席の下、検討会・報告会を予定どおり開催した。検討会・報告会では、前年度に派遣した日本語講師から提出された報告書を使用して報告・引継ぎが行われ、昨年度の経験を活かして、事業をより効率的・効果的に実施するため話し合いが行われた。北方四島の特殊性を考慮した授業を円滑に行うことができるようカリキュラムを改善することとした。 [業務実績報告書82～85頁参照]	A	A		A		A		A		A		
	③ その他 北方四島交流事業の本年度の実施結果を持ち寄り、21年度事業の在り方等を検討するため、実施団体等による協議を行う。	協議の実施状況	予定通り実施されたか。 次回以降の事業内容の改善に資することができるよう、協議の内容の分析・活用は適切に行われているか。				21年度事業の効果的・効率的な遂行を図るため、その在り方等を検討するための協議を実施団体関係者出席の下、予定通り実施した。 なお、協議では、事業実施の基本的な考え方、事業計画及び北方四島在住ロシア側への要望・提案事項等について行われ、北方四島在住ロシア人との交流を通して、相互理解の増進を図り、領土問題解決に寄与するという目的達成のため、適切な内容であった。 [業務実績報告書85～87頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準				実績	自己評価	A委員		B委員		C委員		D委員		E委員		備考
			A	B	C	D			指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	
③ 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保 「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」（平成19 年12 月18 日関係閣僚申合せ）の趣旨を踏まえ、北方四島交流事業等関係府省等推進協議会に参加する。四島交流等事業に使用する後継船舶については、平成20 年度において民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約（または協定）を締結するとともに、平成24 年度を目途として長期傭船に係る本契約を締結する。	**（3）四島交流等事業に使用する後継船舶の確保** 「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」（平成19年12月18日関係閣僚申合せ）に基づき、平成20年度においては民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約（または協定）を締結する。	後継船舶の確保に向けた手続	後継船舶に関する公募の実施、事業者の選定、契約等の作業の進捗状況。				関係府省との調整を行いながら、「北方四島交流事業等関係府省等推進協議会」での方針に従い作業を進めた。 なお、後継船舶の調達及び運航管理のための請負企業の公正な選定を行う必要があることから、公募における調達方法や、請負企業の選定方法及び事業者から提案された内容等を審査・検討するため、海事関係の専門家から組織される「北方四島交流等事業使用船舶の調達及び提案内容審査等のための委員会」を設置し、３回開催するとともに、選定された請負企業と締結する協定書・契約書について準備を進め、海事専門の弁護士と調整を行った。 [業務実績報告書88頁参照]	B	B	B	B	B	C	C	B	B	B	B	[C委員] 「平成20 年度において民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約（または協定）を締結する」との計画のうち、「契約（または協定）を締結する」ことができなかったのであるから、「やや満足のいかない実施状況」であると評価すべきである。

中期計画の各項目	評　価　項　目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準				実　　績	自己評価	A委員		B委員		C委員		D委員		E委員		備　　考
			A	B	C	D			指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	
（3）北方領土問題等に関する調査研究																			
北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等を踏まえて、具体的なテーマを選定し、調査研究を行い、これらを返還運動関係者の活動の参考に供するとともに、国民に対して分かりやすく情報提供を行うこととし、ホームページ等を通じて積極的に公表する。 その際、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。 なお、協会業務の見直しを踏まえ、恒常的な研究会は廃止し、毎年度開催してきた国際シンポジウムについては、必要に応じ開催することとする。	**（4）北方領土問題等に関する調査研究** 北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等をテーマとした調査研究を行う。 選定したテーマについては、専門家に委託し、レポート等の成果を公表することとする。 また、有識者の意見等を収集し、効果的に活用する。	調査研究の実施	適切なテーマを選定し、調査研究が行われたか。 有識者の意見等の収集と、効果的な活用はなされたか。				今年度のテーマとして“領土のみではなく領海や排他的経済水域にも焦点を当て、北方四島を始め我が国が抱えている国境離島問題の現状とその解決方法について”及び“近時のロシアの国内情勢、対外政策及び北方領土問題を含む日露関係の現状と今後の展望について”を選定し、有識者に研究論文の執筆を依頼して、その研究成果を返還運動関係者に提供するとともに、当協会のホームページ上で情報の提供を行った。 また、北方四島交流事業を効果的に実施するためには、北方四島の現状を的確に把握することが重要であることから、試験的に北方四島で発行・配信されている新聞を入手し、必要な記事情報の翻訳を行い、現地情報の収集に努めた。また、交流事業に携わったロシア語通訳を集め、「北方四島の現状等を意見聴取するための交流するための懇談会」を開催した。 さらに、北方領土の日関連事業に講師として派遣する北方領土問題に関する有識者等を集めた「北方領土問題に関する意見交換会」を開催し、ロシア内外情勢及び北方領土交渉の現状、日露関係の展望、返還運動の現状と課題等について幅広いテーマで意見交換をし、資料・情報の収集を行った。 ［業務実績報告書89～90頁参照］	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準 A	評価基準 B	評価基準 C	評価基準 D	実績	自己評価	A委員 指標	A委員 項目	B委員 指標	B委員 項目	C委員 指標	C委員 項目	D委員 指標	D委員 項目	E委員 指標	E委員 項目	備考
（4）元島民等の援護																			
① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (ｱ) 元島民等が行う研修活動や署名活動を支援する。	**（5）元島民等に対する必要な援護等に関する事項** ① 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。 また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行う。	「北方地域元居住者研修・交流会」の開催状況及び効果				「北方地域元居住者研修・交流会」に対し適切な支援を行い、望ましい効果が得られたか。	元島民は、返還運動の重要な役割を果たしており、これら元島民の連携の強化、また、自らの役割を再確認するため研修・交流会の開催を4回計画し、予定通り開催した。 この研修・交流会を通じて元島民同士の繋がりが深まるとともに、返還運動に果たす自らの役割を再確認したことは、今後の返還運動の推進に当たり、効果的なものであった。 [業務実績報告書91頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
		元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援状況					元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して、適切な支援を行ったか。	元島民等に対し必要な援護を行うことを目的として、元島民等で構成される団体が行う返還要求運動、戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料等の収集及び保存活動を支援した。署名活動の支援によって収集された署名については、請願法に基づき、国会に対する「北方領土返還促進に関する請願」の際に提出し、北方領土返還運動の声を国会に届けるのに効果的であり、支援内容は適切である。 〔支援状況〕 ・さっぽろ雪まつり会場での署名活動への支援 ・署名用紙の印刷 ・全国で収集された署名の編纂・管理業務 ・署名簿の製本をするための支援 （参考） 平成20年度における署名収集数 1,011,892人 [業務実績報告書91～92頁参照]	A	A		A		A		A		A		
	(ｲ) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。	② 元島民等により構成される団体が実施する「北方四島居住地跡の資料（図面）の保存整備事業」に対し支援を行い、元島民等による自由訪問等が効率的に実施できるよう資料整備を行う。本年度は、歯舞群島及び色丹島の保存資料を作成する。	資料の作成状況	作成済	—	—	未作成	北方領土が日本固有の領土であり、日本国民が居住していたことを後世に伝承する資料として、終戦当時の北方四島居住者の状況を居住地跡地図として作成した「北方四島居住地図」（色丹島・歯舞群島）を作成した。 [業務実績報告書92頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
			資料の内容	資料の内容は目的に合致したものか。				本資料は、北方領土に日本国民が居住していたことを分かりやすく、具体的に示すため、各世帯の居住状況を基本に記載し、併せて官公署、学校、神社、寺院、商店など施設を記載して当時の状況を再現している。そのため、元島民が自由訪問等を効率的に実施できる資料となっている。 [業務実績報告書92頁参照]	A	A		A		A		A		A		

中期計画の各項目	評　価　項　目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準				実　　績	自己評価	A委員		B委員		C委員		D委員		E委員		備　　考
			A	B	C	D			指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	
② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成される団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を実施する。	③ 自由訪問に対する支援 元島民等により構成された団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。 その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。	自由訪問の実施状況	自由訪問を予定通り実施したか。				年間4回の訪問を計画し、荒天のため第1回目の訪問で日程の変更はあったが、計画の4回の訪問を実施した。 [業務実績報告書92～93頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
		報告書の内容	今後の事業の効果的な実施に資する報告書の提出を受けたか。				報告書には、実施概況、訪問団の手記、団員名簿、訪問地の地図等を記しており、訪問時の記録がまとめられている。 報告書を作成・配付することにより、高齢のため参加できなかった方々に故郷の状況を伝えることができるとともに、訪問参加者にとっては、貴重な思い出の記録集となっている。なお、本報告書は千島連盟の各支部に配付し、多くの元島民が閲覧できるようにしている。 また、訪問者の希望等も記されており、今後の事業実施の参考に供するものとなっている。 [業務実績報告書92～93頁参照]	A	A		A		A		A		A		

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準				実績	自己評価	A委員		B委員		C委員		D委員		E委員		備考
			A	B	C	D			指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	
（5）北方地域旧漁業権者等に対する融資事業																			
「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」（昭和三十六年法律第百六十二号）の趣旨を踏まえつつ、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業を効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。 ① 融資制度の周知 融資の内容及び手続き等並びに平成20 年4 月1 日より一部変更となる元居住者の要件及び新たに導入された死後承継制度の周知を図るため、対象者が多く居住する地区で融資説明・相談会を開催するとともに、機関紙等を活用した広報を実施する。	**（6）北方地域旧漁業権者等に対する融資事業** ① 融資制度の周知 平成20年4月1日からの改正法の施行に関して、対象者が多く居住する道内及び富山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会報等を活用し、以下について周知の徹底を図る。 ・ 融資内容及び手続きの方法について ・ 元居住者の居住要件の緩和について ・ 生前承継及び同制度を補完する死後承継について ・ 法人資金の取扱の停止について	説明・相談会の実施状況	予定通り開催され、昨年度の実績と比して十分な人数が参加したか。			融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・生前承継手続等について、個別対応をする融資相談会を対象者が多く居住する10地区での開催を計画したが、法対象者の要望により中標津町と別海町の2地区を加えた以下の12地区で13回開催し（昨年実績13回開催）した。 ・参加者数　507名（昨年490名） ・相談件数　122件（昨年120件） [業務実績報告書93～94頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
		融資制度の周知	周知すべき事項につき、効果的な方法で広報がなされ、周知の徹底が図られたか。				法改正が平成20年4月1日から施行されことに伴い、内閣府北方対策本部、千島連盟等の関係機関との連携を密にし、新たに対象となる居住者や生前承継を補完するため創設された死後承継制度の資格者等に対して、次のとおり改正内容と融資制度についての周知を図った。 ・協会広報誌「北対協札幌だより」を次のとおり発送した。 平成20年4月2日、6,367名宛て 平成21年1月5日、6,597名宛て ・死後承継ができる可能性が高い2世世帯に対するダイレクトメールの発送（767世帯） 法改正による法資格の取得については、Q＆Aによる事例解説を掲載し、できるだけ理解し易いように工夫を行った。 また、融資説明・相談会、関係機関実務担当者会議、千島連盟支部長・推進員融資業務研修会、などのあらゆる機会を利用して融資制度の周知徹底に努めた。 〔業務実績報告書94頁参照〕	A	A		A		A		A		A		

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準 A	 B	 C	 D	実績	自己評価	A委員 指標	 項目	B委員 指標	 項目	C委員 指標	 項目	D委員 指標	 項目	E委員 指標	 項目	備考
② 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関（転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。）との連携を一層強化する。	② 関係金融機関との連携強化 融資制度の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。 ○ 漁業協同組合担当者会議（4月 札幌） ○ 関係機関実務担当者会議（4月 札幌）	関係金融機関との連携状況	連携により制度利用の円滑化は進んでいるか。				関係金融機関との定例的な会議のほかに、必要に応じて関係金融機関を訪問し、協会からの情報を提供すると共に、利用者ニーズの把握や取扱機関の要望・意見により改善を図るなど、次のとおり制度利用の活性・円滑化に努めた。 ・平成20年9月　　道東9漁協の資金需要調査及び業務打合せ ・平成21年1月　　根室管内漁協及び委託金融機関との業務打合せ ・平成21年3月　　根室管内漁協業務打合せ 　また、金融機関担当者の事務の円滑化を図るために「代理貸付の手引」を改正し、取扱金融機関に配布した。 ≪転貸貸付・委託貸付の実績（貸付決定ベース）≫ 　・転貸貸付（農業・漁業協同組合） 　　109人　　371百万円 　・委託貸付（銀行、信用金庫等） 　　7人　　111百万円 [業務実績報告書95頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
		会議の開催及び内容	会議は予定通り行われたか。 会議の内容・方法は適切か。				関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、融資業務の拡充と一層の円滑化・制度利用の促進を図るために、以下の会議を予定通り開催した。 「漁業協同組合担当者会議（漁協担当者会議）」では、漁協組合員の法対象者が生前・死後承継について相談するケースが多いことから、この手続きについて特に丁寧に説明し、理解を深めた。 〔漁業協同組合担当者会議〕 ［開催月日］ 平成20年 5月9日 ［出席者］ 　根室管内等漁業協同組合等　21名 ［協議事項］ ・現地近況報告 ・平成20事業年度資金需要等について ・法改正について 〔関係機関実務担当者会議〕 ［開催月日］ 平成20年 5月9日 ［出席者］ 　転貸組合、委託金融機関、関係市町村（根室市、黒部市等）、内閣府、北海道、千島連盟等　37名 ［協議事項］ ・平成19事業年度貸付業務経過報告 ・平成20事業年度貸付計画について ・法改正について ・業務方法書の一部変更について ・融資資格者の状況について ・中期計画について	A	A		A		A		A		A		

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準 A	 B	 C	 D	実績	自己評価	A委員 指標	 項目	B委員 指標	 項目	C委員 指標	 項目	D委員 指標	 項目	E委員 指標	 項目	備考
③リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更正資金、修学資金、住宅改良資金については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。 また、業務実施にあたっては、協会業務の見直しを踏まえ、以下の措置を講ずる。 ・平成20年度当初から法人資金の貸付を停止すること。 ・住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従い、その措置を講ずること。 ・主務官庁において行う、すべての貸付資金についての必要性等の再検証及び国からの利子補給金抑制策についての検討結果を受け、上記の措置を含め必要な措置を講ずること。	③リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、更生、生活、修学、住宅改良の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持し、リスク管理債権を以下により適正に管理する。 （ア）貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合（リスク管理債権比率）を全国預金取扱金融機関の18年度末平均比率3．31％以下に抑制する。 （イ）更生・生活資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90％以下に抑制する。 （ウ）修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結（対象者の80％を達成目標とする）し、債権保全を強化する。 （エ）住宅改良資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90％以下に抑制する。	審査・採択の在り方		借入者の返済能力、資金効果等を勘案しつつ、審査を行っているか。			事業資金については過去の生産高・収支実績と資産、負債の状況を把握し、資金の必要性や資金効果を重点に審査を行っている。 生活資金については、特に資金の必要性と資金使途が明確であるか（目的外利用防止）を注視し、年齢、勤務先、収入、家族構成などによる可処分所得を重点に審査を行っている。 資格者の高齢化が進んでおり、借入者が高齢の場合には連帯債務者や連帯保証人を強化するなどで、債権保全を行っている。 収入、資金使途など通常審査によりがたい案件については、債権管理担当者、貸付担当者、貸付統括者で合議し審査を行っている。転貸・委託扱いについても案件によっては事前協議を基本に、事業内容、償還能力など不明な点を補足し審査を行っている。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
		信用リスクの管理			信用リスクの管理が的確に行われているか。 時効で消滅した債権はないか。 破綻先債権の管理は適切か。			信用リスクの管理は「延滞債権督促ﾏﾆｭｱﾙ」に基づき、20年度も電話・文書督促に加え、弁護士名文書督促を35件、実態調査を46件実施し、管理・回収に努めた。 1ヶ月以上の延滞先については、個別対象者の管理カードを作成し、督促記録や対象者の就業状況等を記録して管理し、債権回収に有効に活用している。 時効中断については、時効中断管理簿により、時効期日と時効中断を適切に管理しており、時効によって消滅した債権はない。 破綻先債権の管理については、破産手続の債権届出等、相手弁護士との情報を蜜にし適切に対処している。また破綻先債権については、連帯債務者・連帯保証人と協議を行い債務承認と返済約定書の徴収に努め回収促進を図り、破綻先債権額は、前年度末に対して2,256千円減少した。 〔業務実績報告書95～98頁参照〕	A	A		A		A		A		A		
		リスク管理債権額の状況 左記項目（ア）について			リスク管理債権額の割合（リスク管理債権比率）が全国預金取扱金融機関の18年度末平均比率3．31％以下に抑制されているか。（経済全般の状況も勘案して評価する）。			20年度末のリスク管理債権比率は2.65％で、計画の3.31％以下を達成した。 リスク管理債権比率は、経済情勢の停滞による収入の減少で貸出条件緩和債権が4件26百万円（0.44％相当）増加したために昨年に比べて0.55ポイント増加したものの、依然として2％台の水準を維持することができた。 （リスク管理債権比率の推移） （H16）（H17）（H18）（H19）（H20） 2.46％　2.20％　1.97％　2.10％　2.65％ （参考） 他金融機関のリスク管理債権比率 ・都市銀行　1.74％ ・地方銀行　3.82％ ※平成20年9月末時点（出所：金融庁HP）	A	A		A		A		A		A		

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準 A	評価基準 B	評価基準 C	評価基準 D	実績	自己評価	A委員 指標	A委員 項目	B委員 指標	B委員 項目	C委員 指標	C委員 項目	D委員 指標	D委員 項目	E委員 指標	E委員 項目	備考
		更生・生活資金のリスク管理債権額の状況 左記項目（イ）について	90%以下	90%超 95%以下	95%超 100%以下	100%超	20年度末の更生・生活資金のリスク管理債権額は24,155千円であり、前中期計画期間中の平均残高36,657千円の65.9%まで縮減した（計画は、32,991千円）。	A	A		A		A		A		A		
		修学資金の債権保全状況 左記項目（ウ）について	連帯債務契約の締結が達成目標通りの水準になるなど、債権保全の強化がなされたか。				修学資金について、新たに成人に達した就学者の全員について、連帯債務契約を締結し、計画の80%を上回る高い連帯債務契約率を実現し、債権保全の強化がなされた。	A	A		A		A		A		A		
		住宅改良資金のリスク管理債権額の状況 左記項目（エ）について	90%以下	90%超 95%以下	95%超 100%以下	100%超	20年度末の住宅改良資金のリスク管理債権額は43,334千円であり、前中期計画期間中の平均残高56,965千円の76.1%まで縮減した。（計画は、51,268千円）	A	A		A		A		A		A		
	④ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。	融資業務研修会実施状況	計画どおり研修会を実施したか。 参加者の理解は進んだか。				元居住者等で構成された団体である千島連盟の支部の代表者等と、融資業務実績及び21年度融資計画、借入資格等全般について、理解の深耕と意見交換を目的として下記研修会を開催した。 法改正による承継手続きについては今後、支部長、推進員に特に理解を深めていただく必要があるので、法改正を重点的に説明を行ったことで、資格者への法改正の周知方法や広報実施ｽｹｼﾞｭｰﾙに関する意欲的な意見や、適正な運用方法の検討などの要請があり、参加者の理解を深めることができた。 また、協会融資事業の全般について、支部長等の協力･理解が必要であるので中期計画についての報告を行った。 〔支部長・推進員融資業務研修会〕 ［開催月日］ 平成20年 5月27日 ［出席者］ 連盟本部、支部等 50名 ［協議事項］ ・19年度貸付業務経過報告 ・20年度貸付計画等について ・法改正について ・業務方法書の一部変更について ・融資資格者の状況について ・中期計画について ［業務実績報告書98頁参照］	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	

中期計画の各項目	評　価　項　目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準				実　　績	自己評価	A委員		B委員		C委員		D委員		E委員		備　　考
			A	B	C	D			指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	
3．予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画																			
別紙のとおり。	別紙のとおり。	予算の執行状況	予算、収支計画、資金計画どおりに事業が執行されているか。執行状況と残高内容、当期損益と欠損状況は適正か。				〔一般業務勘定〕 （予算及び決算） 　収入における予算額と決算額の差、約8百万円は、外務省からの受託業務（北方四島在住ロシア人受入事業）の減額による。 　支出における予算額と決算額の差、約44百万円は、入札差額等の経費節約、人事交流等による給与差額によるものである。 　なお、収入と支出の差、約36百万円は、20年度運営費交付金の未使用分となっている。 （収支計画及び実績） 【費用の部】 ＜計画と実績の差、約46百万円＞ ▼ 固定資産取得による資産振替約3百万円の減額 ▼ 運営費交付金未使用分約36百万円の減額 ▼ 受託収入約8百万円の減額 【収益の部】 ＜計画と実績の差、約46百万円＞ ▼ 固定資産取得に伴う資産見返負債戻入約3百万円 ▼ 運営費交付金未使用分約36百万円 ▼ 受託業務の減額による約8百万円 （資金計画と実績） 〇資金支出・資金収入とも計画との差が約5百万円が減少しているが、これは受託業務約8百万円の減額、前年繰越金約3百万円が増額したためである。	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準				実績	自己評価	A委員		B委員		C委員		D委員		E委員		備考
			A	B	C	D			指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	
							〔貸付業務勘定〕 （予算及び決算） 業務経費の節約、借入金利息の減少、予備費の未使用及び貸倒引当金繰入予算の不使用等により貸付業務関係経費で約33百万円、一般管理費及び人件費で約1.5百万円の縮減となり、合計で約35百万円の支出の減額となった。 （収支計画及び実績） 収益では、貸付金利息収入が予算に対して、約5百万円減少となった。これは、貸付金残高の減少によるものである。 貸付業務勘定は、収支差を国から補助されているため、当期利益はゼロとなっている。なお、補助金約43百万円が不用となり、国庫に返還することとしている。 （資金計画と実績） 〇資金支出 「業務活動による支出」で約778百万円減少しているが、これは、貸付枠1,400百万円に対して貸付実行額が約626百万円にとどまったことが主な要因である。 「財務活動による支出」で約593百万円減少しているが、これは、借入金の返済額が減少したことによるものである。 〇資金収入 「業務活動による収入」はほぼ計画通りの約10百万円の減少となった。 「財務活動による収入」は、約1,380百万円減少となったが、これは、貸付実行額の減少に伴い、長期及び短期の新規借入額を抑制したことによるものである。 〇次年度への繰越金 計画に対して、約261百万円の増加となったが、これは当該年度貸付決定済みで未実行（88百万円）となっている貸付金、補助金の国庫返還金約43百万円、21年度当初に予定する貸付金等の支出に備えるために必要となったものである。														

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準 A	 B	 C	 D	実績	自己評価	A委員 指標	 項目	B委員 指標	 項目	C委員 指標	 項目	D委員 指標	 項目	E委員 指標	 項目	備考
		財務情報の分析	一般管理費比率、人件費比率等を明らかにしているか。				〔一般管理費比率〕 ・北対協　29.0% ・一般業務勘定　22.7% ・貸付業務勘定　47.7% 〔人件費比率〕 ・北対協　26.0% ・一般業務勘定　21.7% ・貸付業務勘定　38.6% 〔交流等支援内訳〕 ・北方四島交流関係　47,310千円 ・援護事業関係　70,281千円 ・その他　15,300千円 〔旅費交通費〕 （一般業務勘定／業務経費） ・四島交流関係旅費　27,476千円 ・現地研修会旅費　23,677千円 ・県民会議関係旅費（全国会議）　4,060千円 ・大会・研修会講師等派遣旅費　3,341千円 ・推進委員関係旅費（全国会議）　2,784千円 ・援護関係旅費　2,398千円 ・教育者会議関係旅費（全国会議）　2,138千円 ・北方少年交流旅費　1,107千円 ・学生研究会旅費　710千円 ・その他（ブロック会議等）　2,697千円 （貸付業務勘定／業務旅費） ・関係機関担当者会議及び融資説明等旅費　5,455千円	A	A		A		A		A		A		
		流動資産の管理･運用	資金運用計画等は策定されているか。 適切に資金は管理されているか。				予算執行計画（一般業務勘定）、資金繰予定表（貸付業務勘定）を作成している。余裕金の運用にあたっては通則法第47条に規定されている金融機関への預け入れのほか、貸付業務勘定においては貸付金原資として運用している。 管理面では契約担当役と出納命令役、出納命令役と出納役の兼職を禁止することにより内部統制を図っている。	A	A		A		A		A		A		

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準				実績	自己評価	A委員		B委員		C委員		D委員		E委員		備考
			A	B	C	D			指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	
4．短期借入金の限度額																			
【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	短期借入金の使途	借入を行うこととした理由、その使途は適正か。				該当なし [業務実績報告書105頁参照]	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		短期借入金の金額	借入を行った金額は適正か。				該当なし	－	－		－		－		－		－		
【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	短期借入金の使途	借入を行うこととした理由、その使途は適正か。				実際の資金繰り状況に合わせて効率的に資金調達をするために長期借入金（無担保扱い）をするまでの「つなぎ資金」として借り入れた。 [業務実績報告書105頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
		短期借入金の金額	借入を行った金額は適正か。				資金計画では13.5億円の借り入れを予定していたが、実績では、資金繰り上最低限必要であった8億円を借り入れた。	A	A		A		A		A		A		
5．重要な財産の処分等に関する計画																			
低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	担保の差し入れ先	担保の差し入れ先の選定は妥当か。				〔差入れ先〕 北洋銀行4億円、北海道信漁連4億円、信金中央金庫1億円、三菱東京UFJ銀行1億円 何れの金融機関も融資取引があり、借入金との相殺が可能であることから適当であると考えている。 [業務実績報告書105頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		
		担保の提供方法	担保の提供方法は妥当か。 低利な資金調達が可能となっているか。				担保差入額を超える借入をしていることから根担保（根質）としている。 担保差入相当額の範囲の長期借入金（有担保扱い）については、預け入れ利率プラス0．5%という低利率が適用されている。	A	A		A		A		A		A		

中期計画の各項目	評価項目 （20年度計画の各項目）	評価指標	評価基準				実績	自己評価	A委員		B委員		C委員		D委員		E委員		備考
			A	B	C	D			指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	指標	項目	
6．剰余金の使途																			
剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金の使途	剰余金の使途は適正か。				該当なし [業務実績報告書105頁参照]	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
7．その他主務省令で定める業務運営に関する事項																			
（1）施設及び設備に関する計画																			
該当なし	該当なし						該当なし [業務実績報告書105頁参照]	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
（2）人事に関する計画																			
① 方針 職員の適性を的確に把握し、適性に応じた人員配置を行う。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。 ② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期首より1名削減するものとする。 （参考1） 1）期首の常勤職員数 18 人 2）期末の常勤職員数 17 人 （参考2）中期計画期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 【法人単位】990 百万円（非常勤役員報酬を除く）	職員の適性を的確に把握し、適性に応じた人員配置を行う。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。	職員の適性に応じた人員配置	職員の適性に応じた人員配置がなされたか。				事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型（フラット）な組織を目指し、組織の見直し、両勘定間の連携強化及び効果的、効率的事業の推進のための検討を行った結果、平成17年4月から組織規程の改正を行い課制（事務局総務課を除く）を廃止し、スタッフ制を採用しており、職員の適正を見極めながら、人員配置を行うよう努めている。 [業務実績報告書105頁参照]	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
		職員の各種研修会への派遣	職員を各種研修会へ派遣したか。				組織見直しの結果によるスタッフ制の導入を受け、より機能的な組織運営及び業務遂行能力の一層の向上を図るためには、職員一人一人の能力向上が欠かせないことから、各種研修会に職員を積極的に派遣し、職員の能力の向上を図った。その結果、研修で学んだことを活かすことによって、事務を円滑に遂行することにつながり、業務効率を高めることができた。 [業務実績報告書105～110頁参照]	A	A		A		A		A		A		